

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 3 月30日
【会社名】	株式会社松家ホールディングス
【英訳名】	Hinokiya Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 近藤 昭
【本店の所在の場所】	埼玉県久喜市久喜中央一丁目 1 番20号
【電話番号】	0480-26-1118（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画担当 水島 孝生
【最寄りの連絡場所】	埼玉県久喜市久喜中央一丁目 1 番20号
【電話番号】	0480-26-1118（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画担当 水島 孝生
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市栄三丁目 8 番20号）

1【提出理由】

当社は、平成24年3月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金26円 総額352,948,050円

ロ 効力発生日

平成24年3月30日

第2号議案 取締役の報酬等の額改定の件

取締役の報酬等の額を「年額500百万円以内(うち、社外取締役30百万円以内)」に改定する。

第3号議案 定款一部変更の件

- (1) 現行定款第5条の公告の方法を電子公告とする。
- (2) 現行定款第21条の代表取締役及び役付取締役の規定の中の文言を修正する。
- (3) 会計監査人の選任等について、所要の規定を第34条から第36条として新設し、明文化を図るとともに、現行定款第34条から第38条までの条数を繰り下げる。
- (4) 現行定款第38条の配当金の除斥期間を3年から5年に延長する。

第4号議案 取締役8名選任の件

取締役として、黒須新治郎、近藤昭、益子春代、加藤進久、平野光博、水島孝生、荒木伸介、出口俊一を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	113,335	45	0	(注) 1	可決 (97.60)
第2号議案 取締役の報酬等の額 改定の件	113,101	279	0	(注) 1	可決 (97.40)
第3号議案 定款一部変更の件	113,330	50	0	(注) 2	可決 (97.59)

第4号議案 取締役8名選任の件					
黒須 新治郎	113,193	187	0	(注) 3	可決 (97.47)
近藤 昭	113,266	114	0		可決 (97.54)
益子 春代	113,258	122	0		可決 (97.53)
加藤 進久	113,258	122	0		可決 (97.53)
平野 光博	113,258	122	0		可決 (97.53)
水島 孝生	113,258	122	0		可決 (97.53)
荒木 伸介	113,255	125	0		可決 (97.53)
出口 俊一	113,266	114	0		可決 (97.54)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。